

新型コロナウイルス感染症にかかる 登校停止の取り扱い

★発熱や咳などの風邪の症状がある学生、同感染症に感染した疑いがある学生は登校しない。

【登校停止の該当要件】

(※)は下記根拠参照

①新型コロナウイルス感染症に感染した学生(※1)

②新型コロナウイルス感染症に感染の疑いのある学生

＜次に掲げるいずれかに該当する学生＞

・帰国者・接触者相談センター(中央保健所029-241-0110(平日)又は県庁029-301-3200(土日・祝祭日可))
に相談する目安に該当する者(※2)

☆息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

☆重症化しやすい者^{注1)}で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

注1)糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある者や透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者

☆上記以外の者で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

(症状が4日以上続く場合は必ず帰国者・接触者相談センターに相談すること。症状には個人差があるので、

強い症状と思う場合にはすぐに相談すること。解熱剤を飲み続けなければならない者も同様。)

・感染者の濃厚接触者として特定された者(※1, 3)

・PCR検査の結果が陰性であるが、感染者と最後に接触した日から14日間経過していない濃厚接触者(※3)

③発熱や咳などの風邪の症状がある学生(※1, 3)

・風邪の症状のある学生(発熱^{注2, 注3)}、咳、のどの痛みなど)

注2)37.5度に達しない場合でも、平熱より明らかに高い熱が続くときは、風邪の症状があるものとして扱います。(※2)

注3)仮に風邪の主要症状(発熱や咳)等がすぐ治まっても、症状がなくなって2日経過するまで登校を控える(※1)。

④家族に風邪や熱等の症状がある学生

・同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられ、PCR検査を受ける場合(※3)

・感染が蔓延している地域においては、同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる場合(※1, 3)

＜根拠＞

※1 文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～」2020.9.3Ver.4

※2 厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQA」

※3 茨城県新型コロナウイルス感染症対策「県立高校等 学校再開ガイドライン」